

介護保険実務士資格認定及び称号使用規程(改訂版)

(総 則)

第 1条 この規程は、特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会(以下「本協会」という)定款第5条(1)に規定する事業として、介護保険実務士の資格の付与と称号の使用要件を定めることを目的とする。

(資格の付与及び称号の使用)

第 2条 前条に規定する介護保険実務士の資格と称号の使用は、本協会定款に規定する会員校でなければならない。

(資格の取得)

第 3条 介護保険実務士の資格を取得しようとする者は、次に示す所定の科目及び単位を修得し、会員校の大学・短期大学並びに専門学校(以下「大学等」という)に2年以上在学、もしくは卒業しなければならない。

【必修科目】

・社会福祉	講義	2単位
・介護概論	講義	2単位
・医療の基礎	講義	1単位
・老人心理学	講義	1単位
・介護技術	演習	1単位
・介護事務総論	講義	2単位
・介護事務演習	演習	1単位
・情報処理	演習	1単位

【選択科目】 選択科目・項目より2以上の取得を必要とする。

・訪問介護員3級以上		
・介護職員初任者研修修了		
・介護実習	実習	1単位
・介護事務演習Ⅱ	演習	1単位
・ケアプラン作成演習	演習	1単位
・接遇・マナー	演習	1単位

(専任教員)

第 4条 専任教員は、次の各号によるものとする。

① 前条に規定する必修科目のいずれかに1名配置するものとする。但し、大学等の兼務は専任とみなす。

② 教員資格は、大学等の資格要件を準用する。

(施設及び設備)

第 5条 施設及び設備は、医療福祉実務教育に必要な機能を持つものを備えるものとする。

(図書及び学術雑誌等)

第 6条 図書及び学術雑誌等は、医療福祉実務教育に関する理論科目及び演習科目に必要

なものを保有するものとする。

(実情調査)

第 7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には、資格を交付しないことがある。

(認定証交付申請)

第 8条 本協会は、介護保険実務士の資格を取得しようとする者の、氏名及び履修科目等を記載した会員校の大学等の学(校)長の申請に基づき、本協会理事長名による介護保険実務士の認定証を交付する。

2 申請の期限は、卒業年度の11月末日とし、認定証は、速やかに各会員校に送付する。

(資格認定料)

第 9条 資格認定料は、1件あたり7,000円とする。

(認定証)

第10条 認定書の様式は、別に定める。

(附 則)

第11条 この規程は、平成21年4月10日より施行する。

この規程は、平成26年4月10日より施行する。